

令和4. 11. 2 衆・法務委員会 寺田学（立憲）

問1 事件記録等は、誰のものか。

（答）

- 事件記録等は、事件に関して裁判所及び当事者にとって共通の資料として作成され、受訴裁判所において保管されているものであり、訴訟の進行に利害関係を有する当事者によって利用されることが当然に予定されているものであります。
- もっとも、事件記録等の中には、その存在について歴史的、社会的な意義が認められるものや、後日の事件処理に当たっての参考となるようなものなど、事件記録等保存規程で定める保存期間が経過しても特別に保存するべき史料又は参考資料も含まれていると理解しております。

令和4. 11. 2 衆・法務委員会 寺田学（立憲）

問2 現在、特別保存に付している事件記録等は何件あるのか。

(答)

- 今回の件を踏まえ、最高裁としては、取り急ぎ、各庁に対し、特別保存に付された事件の件数について照会を行っているところでございます。
- 各庁から報告を受けたものを概数としてお示ししますと、令和4年10月21日時点で、特別保存に付された事件の件数は、全国で、約1,500件余りでございます。

令和4. 11. 2 衆・法務委員会 寺田学（立憲）

問3 特別保存に付している事件記録等について、最高裁として、これらが適切に保存されていることの確認はできているのか。

（答）

○ 最高裁としましては、現在、各庁に対し、特別保存の件数のほか、特別保存に付された事件記録等の保存状況についても照会を行っているところであり、各庁における特別保存の状況の把握に努めているところでございます。

令和4. 11. 2 衆・法務委員会 鈴木義弘（国民）

問1 重要な裁判記録である「特別保存」として国立公文書館へ移されている記録はどのくらいあるのか。昨年度、1年間の件数を問う。

(答)

(○ 裁判記録の国立公文書館への移管につきましては、平成21年8月5日の内閣総理大臣・最高裁判所長官申合せ並びにこれを受けた平成21年8月5日及び平成25年6月14日の内閣府大臣官房長・最高裁判所事務総局総務局長等申合せに基づき、2項特別保存に付されている民事訴訟事件の事件記録等を、順次、裁判所から国立公文書館へ移管しているところでございます。)

○ 昨年度の事件記録につきましては、(裁判文書の移管計画に関する平成29年11月21日付け内閣総理大臣決定に基づきまして、大阪高等裁判所及び高松高等裁判所の各管内の高地簡裁で保存する事件) 106件の移管を行っております。

令和4. 11. 2 衆・法務委員会 鈴木義弘（国民）

問2 デジタル化を推進するなかで、裁判記録の保存について
、今後どのように取り組んでいくのか。

(答)

○ 裁判手続のデジタル化が実現され、記録が電子化された場合には、記録の保存の観点からは、記録を物理的に保管するためのスペースが不要になり、職員による運搬も不要になるなどが想定されるところでございます。

記録の電子化に伴う記録の保存の在り方については、今後、このような電子化された記録の特性のほか、システムの維持・管理に関するコストの問題や、事件記録等に表れる高度な個人情報を保有し続けることに関する問題等も踏まえつつ、検討していきたいと考えております。